

# 「令和8年度 物価高騰対策中小企業設備導入等支援補助金」

## よくあるお問い合わせ

※こちらの「よくあるお問い合わせ」と併せて、募集要項も必ずご確認ください。

### 目次

■「申請受付」に関すること	3
Q1 申請は先着順か。	3
Q2 抽選の実施有無はいつ分かるか。	3
Q3 過去に同補助金を利用しているが、再度利用できるか。	3
■「補助対象者」に関すること	3
Q4 対象となる企業は。	3
Q5 中小企業基本法上の「会社」の定義は。	4
Q6 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人は対象となるか。	4
Q7 補助対象者の要件である「補助金活用の効果測定を目的とした、賃上げへの取り組み状況調査に応じること」とは、具体的にどういうことか。	4
Q8 物件の貸主による申請は可能か。	5
■「補助対象事業」に関すること	5
Q9 どういった設備が補助対象となるか。	5
Q10 例えば、高効率空調を導入する場合、「統一省エネルギーラベル」3つ星以上のような、基準はあるか。	5
Q11 どういった改修工事が補助対象となるか。	5
Q12 既に導入や更新、改修工事を実施したのも対象となるか。	5
Q13 補助金の交付決定時期はいつごろか。	5
Q14 自社の本社は越谷市外にあるが、越谷市内にある工場を導入等するものは対象となるか。	6
Q15 自社の本社は越谷市内にあるが、越谷市外にある工場を導入等するものは対象となるか。	6
Q16 越谷市内に自社工場が2か所あり、それぞれの工場を導入等する場合、いずれも対象となるか。	6
Q17 補助対象事業や導入する設備が複数ある場合、いずれも対象となるか。	6
Q18 本補助金を利用して導入等する場合において、他の公的機関でも同様の補助金を受けているが対象となるか。	6
■「補助率・補助限度額」に関すること	6
Q19 調達や施工の事業者について、市内・市外はどのように確認するのか。	6
Q20 調達や施工にあたって、市内事業者と市外事業者の両方を利用できるか。	6
■「補助対象経費」に関すること	7
Q21 パソコンやタブレットは対象となるか。	7

Q22 車両等は対象となるか。 .....	7
■「申請書類」に関すること .....	7
Q23 見積書は何者必要か。 .....	7
Q24 設備を新たに導入する場合、どのような写真を提出したらよいか。 .....	7
Q25 個人事業主における事業実態の確認書類として、「開業届や営業許可等の写し」とされているが どんなものでもよいのか。 .....	7
■「その他」 .....	7
Q26 補助金を活用して取得した設備等を処分することは可能か。 .....	7

### ■「申請受付」に関すること

Q1 申請は先着順か。

A1 先着順ではありません。申請受付期間中（令和8年4月13日～令和8年4月24日）は受付を行い、予算額を上回る申請があった場合は抽選により補助対象者を決定します。

Q2 抽選の実施有無はいつ分かるか。

A2 申請受付期間終了後、5月上旬までに市HPでご案内する予定です。

Q3 過去に同補助金を利用しているが、再度利用できるか。

A3 利用できます。

### ■「補助対象者」に関すること

Q4 対象となる企業は。

A4 「中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者」及び「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第5項に規定する特定事業者」が対象です。

#### 中小企業者の定義（次のいずれかに該当する者）

業種分類	中小企業基本法上の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人

特定事業者（次のいずれかに該当する者）

常時使用する従業員の数が五百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号及び第三号に掲げる業種並びに第四号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
常時使用する従業員の数が四百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第四号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
一般社団法人であって前各号に掲げるものを直接又は間接の構成員とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）

Q5 中小企業基本法上の「会社」の定義は。

A5 下記のとおりです。（※下記は対象）

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人、税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

Q6 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人は対象となるか。

A6 中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解されることから、対象となりません。  
（※個人開業医は対象）

Q7 補助対象者の要件である「補助金活用の効果測定を目的とした、賃上げへの取り組み状況調査に応じること」とは、具体的にどういうことか。

A7 事業実施後、補助対象者を対象に、「賃上げへの取り組み状況」に係るアンケート調査を実施する予定です。申請にあたっては、このアンケート調査に応じていただくことが必要となる点

にご留意ください。(※実施時期未定)

Q8 物件の貸主による申請は可能か。

A8 申請できません。借主による申請は可能です。

■「補助対象事業」に関すること

Q9 どういった設備が補助対象となるか。

A9 エネルギー価格高騰等の影響を受けている企業が、省エネルギー化、省コスト化及び生産性向上を目的とした設備等の導入や更新を行う場合、かつ、その取り組みが賃上げにつながると明確に説明できるものが対象となります。そのため、単なる設備等の導入や更新は対象となりません。なお、設備等の一例は、募集要項をご覧ください。

Q10 例えば、高効率空調を導入する場合、「統一省エネルギーラベル」3つ星以上のような、基準はあるか。

A10 基準は設けていません。ただし、事業計画書において、導入による効果を数値等を用いながら記載していただく必要があります。

Q11 どういった改修工事が補助対象となるか。

A11 エネルギー価格高騰等の影響を受けている企業が、業態転換や新規事業等に必要な改修を行う場合、かつ、その取り組みが賃上げにつながると明確に説明できるものが対象となります。そのため、単なる改修工事は対象となりません。なお、改修工事の一例は、募集要項をご覧ください。

Q12 既に導入や更新、改修工事を実施したのも対象となるか。

A12 対象となりません。補助金の交付決定前に、導入や着工、支払い済みのものは対象外です。

Q13 補助金の交付決定時期はいつごろか。

A13 令和8年5月22日頃を予定しています。ただし、申請件数や申請状況等により前後する可能性がありますので予めご了承ください。

Q14 自社の本社は越谷市外にあるが、越谷市内にある工場で導入等するものは対象となるか。

A14 対象となります。

Q15 自社の本社は越谷市内にあるが、越谷市外にある工場で導入等するものは対象となるか。

A15 対象となりません。市内の事業所において導入や更新、改修を行うものが対象です。

Q16 越谷市内に自社工場が2か所あり、それぞれの工場で導入等する場合、いずれも対象となるか。

A16 対象となります。ただし、1回にまとめてご申請いただく必要があります。

Q17 補助対象事業や導入する設備が複数ある場合、いずれも対象となるか。

A17 対象となります。ただし、1回にまとめてご申請いただく必要があります。

Q18 本補助金を利用して導入等する場合において、他の公的機関でも同様の補助金を受けているが対象となるか。

A18 対象となりません。国、地方公共団体等の公的機関における他の補助金等を併用する事業は対象外です。なお、経費が重複しなければ（※）補助金の併用は可能です。

（※）他の団体等で補助を受け整備するものと本補助金で整備するものが別であることが、申請書や領収書等により明確に説明できるもの。

#### ■「補助率・補助限度額」に関すること

Q19 調達や施工の事業者について、市内・市外はどのように確認するのか。

A19 法人においては本社、個人事業主においては事業所の所在地により確認します。

Q20 調達や施工にあたって、市内事業者と市外事業者の両方を利用できるか。

A20 利用できます。ただし、市内事業者を利用する場合は、補助率が補助対象経費の2/3以内、市外事業者を利用する場合は、補助率が補助対象経費の1/2以内と、それぞれ異なりますのでご注意ください。

■「補助対象経費」に関すること

Q21 パソコンやタブレットは対象となるか。

A21 パソコン、タブレット、プリンタ及びコピー機などは汎用性が高いため、対象となりません。ただし、パソコン、タブレット、プリンタ及びコピー機については、システムの導入と併せて必須の場合で、事業の遂行に必要と認められる場合は対象となります。

(例) プラスチック加工機械の導入において、操作は専用のパソコンで行う必要がある場合

Q22 車両等は対象となるか。

A22 対象となりません。車両等については、複数の使用用途にもなりうるため、普通自動車、トラック、ブルドーザー、フォークリフト、ショベルカー等、一律対象外です。

■「申請書類」に関すること

Q23 見積書は何者必要か。

A23 原則として1者の見積書をご提出ください。ただし、価格の妥当性や市場価格に比して著しく価格に差がある場合には、追加で見積書の提出を求めることがあります。

Q24 設備を新たに導入する場合、どのような写真を提出したらよいか。

A24 設備を導入又は配置する予定場所の写真を添付してください。

Q25 個人事業主における事業実態の確認書類として、「開業届や営業許可等の写し」とされているがどんなものでもよいのか。

A25 公的機関が発行したもの、かつ、有効であるものに限ります。

■「その他」

Q26 補助金を活用して取得した設備等を処分することは可能か。

A26 本補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業であるため、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府/郵政省/自治省令第6号）第8条の規定に基づき、国に申し出なければなりません。

ん。(※設備や改修工事等の内容・種類により、それぞれ処分制限期間が定められており、処分制限期間内に処分しようとする場合、補助金の返還を求められる場合がありますのでご注意ください。)